

入札参加申込資料

- 1 次の資料が、すべて揃っているか確認してください。
- 2 すべて重要な内容ですので、よくお読みになり、ご不明な点は、必ず入札前にお問い合わせください。
- 3 物件資料により、必ず現地をご確認ください。

- 入札参加申込みの前にお読みください
- 道有地の入札参加申込みから所有権移転まで（主な流れ）
- 入札心得書
- 入札参加申込書
- 委任状
- 入札書
- 入札保証金提出書
- 契約保証金の売買代金への充当申出書
- 誓約書

入札（期間入札）参加申込みの前にお読みください

期間入札

すべて現況引渡しですので、入札参加の申込みにあたっては、物件資料により現地をよく確認し、入札参加申込資料及び以下のことがらをよく読んだ上で、申し込んでください。

1 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
ただし、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除きます。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして北海道警察本部から排除要請があった者

2 入札参加申込み

一般競争入札（期間入札）に参加を希望される方は、別記第4号様式「入札参加申込書（期間入札）」に次の書類を添付し、参加申込期限までに郵送、持参又は電子メールにより提出してください。

郵送の場合は、提出期限日必着の配達証明郵便としてください。

入札参加申込書の提出後、入札参加資格について上記1(4)に該当するかの確認のため、申込者が暴力団関係者であるか北海道警察本部に照会します。

北海道警察本部から排除要請があったときは、入札に参加することができません。

- 個人 → ① 住民票の写し ※個人番号（マイナンバー）は記載しないこと
② 身分証明書
③ 登記されていないことの証明書
各1通

交付先

- ①については、住民登録のある市役所、区役所又は町村役場
- ②については、本籍地の市役所、区役所又は町村役場
- ③については、法務局又は地方法務局

※北海道においては札幌法務局（011-709-2311）及び各
地方法務局（本局）が窓口となります。

なお、各証明書等は入札日前40日以内に発行されたものに限ります。

※ 日本国籍を有しない方については、「住民票の写し」又はこれに相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）、「登記されていないことの証明書」及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない者であることの「誓約書」が必要となります。

- 法人 → 商業登記法により発行された登記事項証明書及び役員一覧 各1通

交付先

法務局又は地方法務局で交付を受けてください。

登記事項証明書を提出する場合は、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれかに限ります。

なお、証明書は入札日前40日以内に発行されたものに限ります。

※ 外国会社などで日本で登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）及び役員一覧（各1通）

3 入札保証金の納付

入札参加申込書の提出後、資格審査の結果を申込者へ通知します。

入札参加が認められた場合は、入札者は入札受付前までに、次のいずれかの方法で入札金額の10分の5以上の額の入札保証金を道に納付しなければなりません。

たとえば、1,000万円の入札しようとするときは、入札保証金額は50万円以上となります。

(1) 道の所定の納付書により、指定する金融機関での納付

指定金融機関でのお支払いを希望される場合は、同封の納付書をご使用ください。

なお、納付後、別紙様式1「入札保証金提出書」に領収証書(納付書に金融機関の領収印が押印されたもの)を添付して入札書受付期限までに提出してください。

(2) 現金又は入札執行地所在の銀行の振出小切手による納付

現金又は小切手による納付とともに、入札書受付期限までに別紙様式1「入札保証金提出書」を提出してください。(金融機関に払い込んだ場合で、追加の入札保証金がある場合も受け付けます。)

なお、小切手で納付する場合、記載された金額の一部を納付する旨の申出は受けることができません。

※ 入札保証金の納付については、事故防止のため、納付書による事前納付とするようご協力をお願いします。

4 入札の方法

(1) 入札にあたっては、別記第6号様式「入札書」に次の事項が記載されていることを確認の上、入札受付期限までに提出してください。

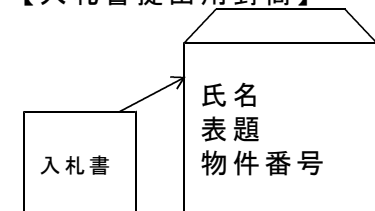
(郵送での提出に当たっては、提出期日必着の配達証明郵便としてください。)

(2) 入札書は、別紙記載例を参考に記入してください。土地は消費税の課税対象外ですが、建物及び工作物は課税対象となりますので、入札書には消費税及び地方消費税を含めた総額を記入してください。

なお、入札書は【入札書提出用封筒】に個別に封書し、その封筒に氏名、表題(「道有財産の売払いに係る期間入札書」と記載)及び物件番号を朱書きで記載してください。

●入札書等を配達証明郵便等で送付する場合

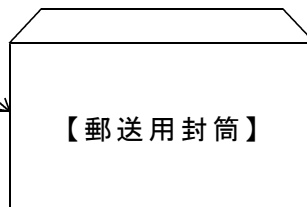
【入札書提出用封筒】



※別記6号様式

- ①入札書を入札書提出用封筒(任意)に入れ封をしてください。
- ②入札書提出用封筒には、氏名、表題「道有財産の売払いに係る期間入札書」及び物件番号を朱書きで記入してください。

入札保証金提出書
入札保証金の振込依頼書の写



- ③郵送用封筒に入札書提出用封筒、入札保証金提出書及び入札保証金の振込依頼書の写を入れ封をした後、配達証明郵便で送付または持参してください。

※入札書は別紙記載例を参考に記入してください。なお、本人による入札の場合と代理人による入札の場合では、記入方法が異なりますので注意してください。

(事前に委任状の提出が必要になります。別紙記載例を参考に記入してください。)

(3) 入札書の入札金額欄には、入札することができる範囲内の金額を記入してください。

入札保証金として納付した額によって入札金額の上限額が決まります。この額を1円

でも超えた場合には、入札は無効となりますので注意してください。

【例】入札保証金100万円 → 入札することができる金額2,000万円まで
2,000万1円以上で入札 → 無効

- (4) 原則として道が提供する入札書を使用してください。要件を満たしていない入札書による入札は無効となりますので注意してください。
なお、入札書は封書し提出してください。
- (5) 開札の結果、北海道の予定価格(最低売却価格)以上で、最高の価格をもって入札された方が落札者となります。最高の価格で入札された方が2名以上のときは、くじ引きにより落札者を決定します。
なお、落札者となるべき方が、北海道警察本部から排除要請があるか否かについて確定していない場合は落札候補者とし、落札の決定を留保します。北海道警察本部からの回答により排除要請がないことが確定した場合には落札者と決定しますが、排除要請があった場合は入札を無効とし、予定価格以上で入札した他の方(排除要請がなかった者)のうち、最高の価格をもって入札された方を落札者と決定します。
- (6) 入札保証金は、落札者には契約締結(契約保証金納入)後に返還しますが、希望により契約保証金に充当することができます。(入札保証金の取扱いは、別紙様式1「入札保証金提出書」によります。)
落札者以外の方で、事前に金融機関で払い込まれた方の入札保証金は、原則として、口座振込みの方法で返還します。
落札者以外の方で、入札当日、現金又は小切手で納付された方には、入札終了後、速やかに入札保証金領収証書と引き換えに返還します(入札保証金の返還を受けるときは、領収証書用の収入印紙(200円)が必要となります。)
なお、落札者の決定が留保された場合においては、落札者が決定されるまでの間、入札保証金の返還を留保することとします。
- (7) 落札者の決定が留保された場合は、落札者が決定されるまでの間、入札保証金の返還を留保することとし、その旨を別記第10号様式「落札者決定留保通知書」により通知します。
なお、留保した物件に関する検討結果については、別記11号様式「落札決定通知書」、別記第12号様式「入札無効通知書」又は別記第13号様式「不落札決定通知書」により通知します。
- (8) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は北海道に帰属しますので、十分注意してください。

5 契約の締結

- (1) 落札後、契約書を作成します。
この際、契約書用の収入印紙が必要となります。
印紙税額は契約金額によって異なりますので、右表を参考にして現金等を用意してください。
なお、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内が契約締結期限となります。
所有権の移転は代金を納入いただいた後となりますので、ご了承ください。

契約書に貼付する印紙税額

契約金額	印紙税額
50万円超100万円以下	500円
100万円超500万円以下	1千円
500万円超1千万円以下	5千円
1千万円超5千万円以下※	1万円
5千万円超1億円以下※	3万円
1億円超5億円以下※	6万円
5億円超10億円以下※	16万円
10億円超50億円以下※	32万円

※軽減後の税額

- (2) 落札者が契約を締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の10%以上の額を契約締結時までに納めていただきます。
- (3) 契約保証金には、入札保証金を充当することができます。この場合、契約保証金の額から入札保証金充当額を差し引いた額を納めていただくことになります。

(4) 契約書に押印する印は、申込書の印と同じものを使用してください。

(5) 契約された方が契約書に定める義務を履行しなかったことにより、その契約を解除されたときは、すでに納付した契約保証金は北海道に帰属しますので、十分注意してください。

6 売買代金の納付

(1) 売買代金は、本契約締結日から20日以内で北海道が指定する日までに納めていただきます。

(2) 売買代金は、契約書に記載された金額を一括して納めていただきます。

なお、別紙様式2「契約保証金の売買代金への充当申出書」を提出することで、契約保証金を売買代金に充当することもできますので、その場合には、契約保証金を売買代金から差し引いた額を納めて頂くこととなります。

(3) 契約保証金を売買代金に充当しない場合は、契約保証金は、売買代金納入後（口座振替申出書の提出から約1週間後）、契約者様の指定する金融機関（郵便局は除きます。）の口座に返還（振込）します。

7 所有権移転登記

(1) 所有権の移転登記は、すべて北海道が行ないます。

(2) 登記の際に登録免許税(国税)が課税されます。登録免許税は、契約者様の負担となります。税額は物件の評価額によって異なりますので、お問い合わせください。

(3) 登記の完了後、登記済証又は登記識別情報(記号番号が記載されたもの)をお渡しします。

8 その他

(1) 別紙「道有地の入札参加申込みから所有権移転まで」を参考にしてください。

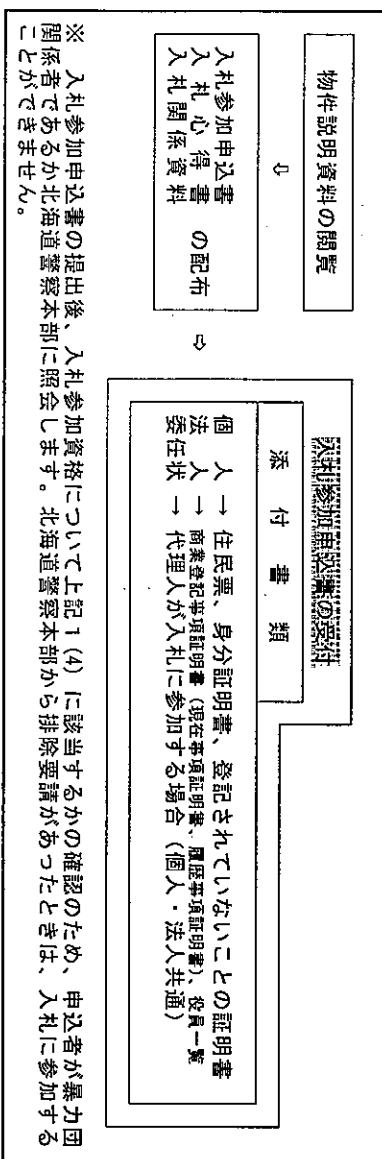
(2) 入札の執行は公開により行ないます。また、入札執行後、入札者名、入札金額を公表しますので、あらかじめご承知おきください。(※個人の場合は、名前を非公開とします。)

(3) 入札結果の公表は、北海道教育委員会のホームページで閲覧により行ないます。

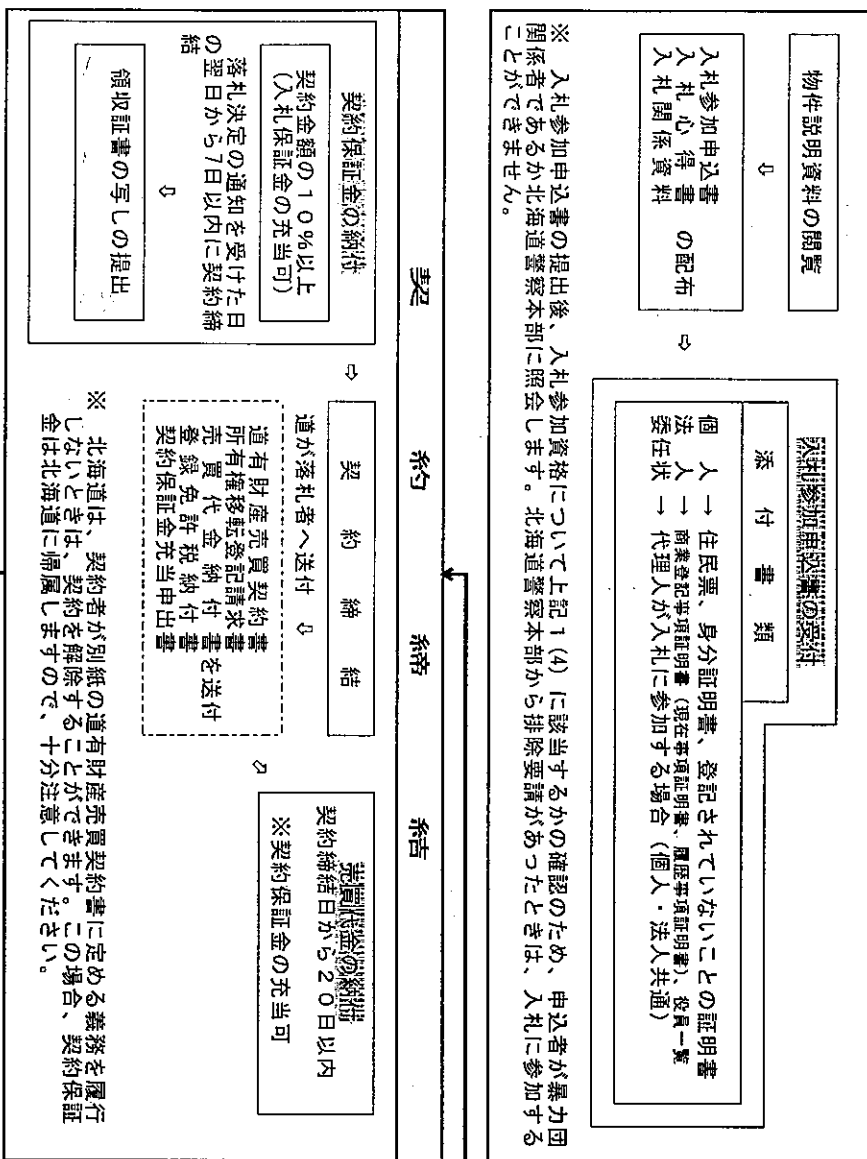
詳しくは北海道教育庁総務政策局施設課施設企画係
(☎011-204-5709)にお問い合わせください。

道有地の入札（期間入札）参加申込みから所有権移転まで（主な流れ）

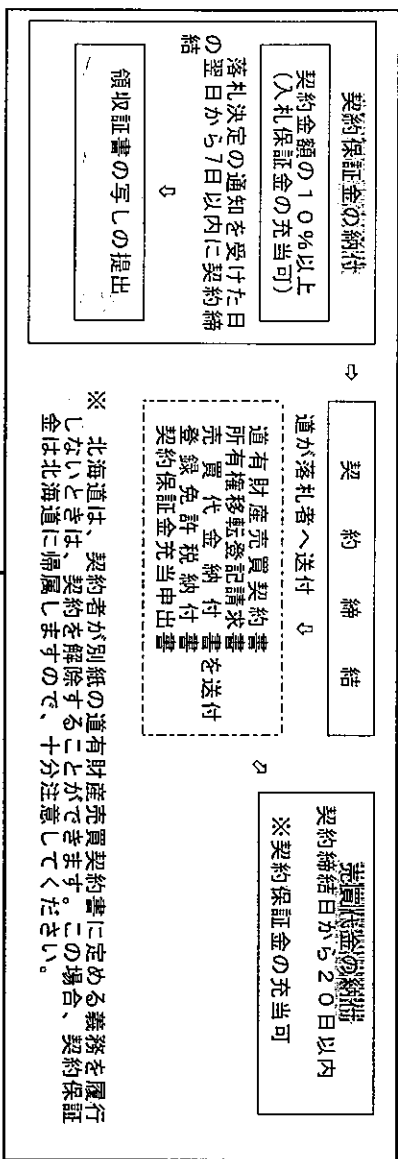
入札参加申込み



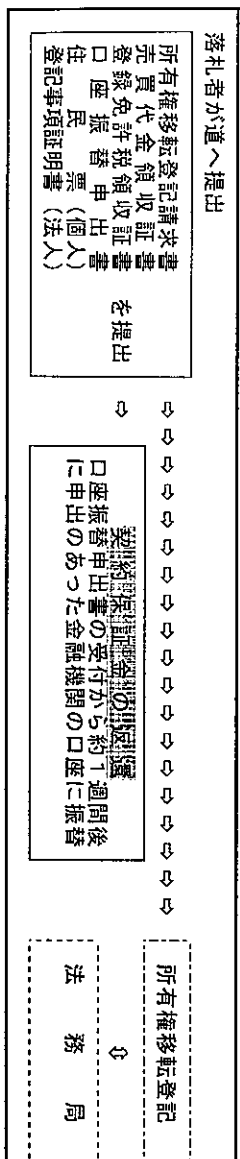
入札・開札



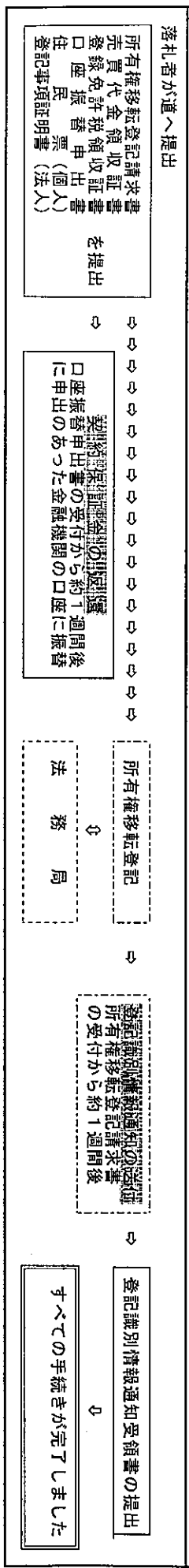
契約



所有権移転



車云



* 契約保証金を売買代金に充当する場合は、契約保証金充当申出書を契約締結までに提出してください。また、契約保証金を充当する場合は、上記の口座振替申出書の送付・提出、契約保証金の振戻はありませぬのでご承知ください。

入札心得書

(総則)

第1条 北海道有財産の売払いに伴う期間入札（あらかじめ定められた期間内に入札書を郵便等による送付又は直接提出する方法により行う一般競争入札）に当たっては、道有財産の売払公告、入札心得書及び契約書案の記載事項を承知してください。

(入札手続書類)

第2条 入札手続に必要な書類（「入札書参加申込書」、「入札書」、「入札保証金提出書」）は、北海道教育庁総務政策局施設課の窓口で配布するとともに北海道のホームページからもダウンロードが可能です。

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/nyuusatu/nyuusatu_kokuji.htm

2 郵送を希望される方は、住所、氏名、連絡先、希望される物件の売却区分番号を記入の上、北海道教育庁総務政策局施設課あて郵送又はファクシミリ送信（011-232-1060）してください。

(入札参加申込)

第3条 入札参加希望者は、売払公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の入札参加申込書を郵便等による送付、直接提出又は電子メールにより提出してください。

2 前項の入札参加申込書には、次の書類を添付願います。

なお、当該書類については、入札執行日前40日以内に発行されたものに限るものとし、写しの提出も認めるものとします。

(1) 入札参加希望者が法人である場合は、法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などで日本で登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）。

(2) 入札参加希望者が個人である場合は、市区町村長が発行した「住民票の写し」、本籍地の市区町村長が発行した「身分証明書」及び法務局又は地方法務局が発行した「登記されていないことの証明書」。ただし、日本国籍を有しない者については、「住民票の写し」又はこれに相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）、「登記されていないことの証明書」及び別記第16号様式の「誓約書」

(3) 入札参加申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）については、押印の省略を可能とし、電子メールによる提出も可能とします。なお、申込書等の取扱いは、次のとおりとします。

ア 押印を省略する場合、当該申込書等には、現状の申込者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。

イ 内容等を確認するため、申込書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

ウ 電子メールにより申込書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者は、所定の期日までに、次のいずれかの方法により見積もった入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(1) 道の所定の納付書により、指定する金融機関での払込みによる納付

(2) 現金による納付

(3) 入札執行地所在の銀行の振出小切手による納付。

((1)、(2)、(3)により納付した場合で、追加の入札保証金がある場合も受け付けます。)

(4) 入札保証金の納付を行った場合は、入札保証金提出書（期間入札実施要領別記第8号様式）に領収証書の写し（納付書等に領収印を押印したもの）を添付し、入札書に添えて提出してください。

(入札)

第5条 入札参加者は所定の書式（期間入札実施要領別記第7号様式）による入札書を作成し、配達証明郵便による送付又は持参の方法により、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

3 入札書は封書の上、その封筒に自己の氏名、「道有財産の売払いに係る期間入札書」という表題及び「物件番号」を朱書きで記入してください。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、入札書の提出前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 電報によってした入札
- (10) 無権代理人がした入札
- (11) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (12) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (13) 次のいずれかの要件に該当するものとして北海道警察本部(以下「道警本部」という。)から排除要請を受けた者のした入札(入札参加申込書の提出後、道警本部に対し、確認を行うことがあります。)
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 入札に付する道有財産を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの(公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの)の用に供しようとするもの
 - エ 次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 法人の法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの
 - (ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - オ 上記アからエまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所、時間に入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に係りのない職員を開札に立ち合わせて行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に係りのない職員にくじを引かせます。

3 落札者となるべき入札者について、第8条に規定する排除要請があるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。当該落札候補者に対し排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定しますが、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、予定価格以上で入札した他の者(道

警本部から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結(契約保証金納付)後に、落札者以外の者に対しては、入札保証金提出書に記載された振込先金融機関の口座に振込む方法により還付します。

2 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間は、入札保証金の返還を留保します。

3 落札者がいない場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、道に帰属します。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を第4条の規定に準じ納付しなければなりません。

(入札保証金等の充当)

第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(売買代金の納付)

第16条 落札者は契約締結後、道が指定する期日までに第4条の規定に準じ納付しなければなりません。

(契約保証金等の帰属)

第17条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第18条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

(入札執行の公開)

第19条 入札の執行は公開により行います。